

伝建地区選定にかかる スケジュール予定と

堂にて、標記の説明会を開催しました。 八月二日(金)午後七時から、上条地区の観音 条例制定に関する説明会

資料に沿って説明

「①地元説明会」は適宜開催する。

⑥都市計画法に基づく保存地区決定」は、上条地

明をして同意を得たい。

明会の中で特定物件の案を出したうえで、個々に説

については、所有者の同意が必要なので、全体の説 れるかどうかは慎重に考えたい。これらの特定物件 してしまうと今後大変なことも予想されるので、入 剛山も環境物件になると思っているが、特定物件に ん宅の裏手にある一本杉などを指す。馬の背状の金 は石造物や石垣などを、環境物件とは中村たね子さ

が甲州市の都市計画区域に入っているため、伝建の

範囲については甲州市の都市計画審議会に諮って

(2)調査

たため、

平成十六年度の調査が茅葺切妻造民家が対象だっ

明治期以降に建てられた非茅葺の主屋と、

「⑦保存計画策定」は、地区の歴史や文化、さらに

決定しなければならない。

(蚕室、附属屋、工作物、環境物件)」は、

(1)スケジュール案について

3 2

説明会

課長あいさつ

ていきたいと考えています。 の作業がありますが、本年度中に全てをクリアー 地区野設定や特定物件の選定など、まだまだ多く 画の策定、修理や修景のための基準づくり、保存 伝建地区選定のためには、条例の制定や保存計 会となりました。

を示すようご要望をいただいたため、今回の説明

昨年度開催した説明会において、スケジュール

上条地区の動向について非常に注目しており、八 説明会の中でもお話したことですが、国も県も

「③伝建地区保存条例、

同施行規則、補助金交付要項

より、修理・修景事業に対応したい。

性を抽出し、その特性を保存計画に入れ込むことに いるものに限られるため、調査により各建造物の特 後の修理・修景事業の基準は保存計画に記載されて の理由は、今後保存計画を作成するが、重伝建選定 蚕室や土蔵などの附属屋の調査を実施したい。調査

の担当課の課長とし 月から県教育委員会 建担当者が赴任して て、現役の文化庁伝

め、会議録としてご 質疑などの様子も含 様子を記しています。 今号は、説明会の

覧ください。

「⑤特定物件

(建築物、

工作物、

環境物件)

の同意取

会の設置」など、手順が記されているが、文化庁の指 色刷りのチャートでは、「保存条例の制定」→「審

た審議ができるようにする。

門家、さらに地元からも選出し、

地元の状況に即し



「④保存審議会の設置」は、条例に設置を定めており、

議会に諮ることになると思う。

法制担当の両者から修正の指摘があるため、十二月 の議会に諮ることを考えたが、文化庁と市総務課の 地区を選定することができるようになる。本年九月 策定」は、条例を制定することにより、市内に伝建

⑧重伝建地区選定への申し出」は、重伝建地区にな

垣や板塀がある」と記載することで、修理・修景に 保存計画の中で「こういった石垣もある」とか「生 でに時間を要する。石垣や生垣、板塀などについて、 のない)修理や修景はできない。そのため、策定ま 計画に記載されていない(=その地区の特性に関係 後の修理や修景事業の基礎となるものである。保存 築物の特性などを記載しているもので、重伝建選定

対応できる。

るためには、甲州市から国へ「申し出」をしなけれ

月に文化審議会を開催しているが、申し出はその一 ばならない。通常、文化庁では年に二回、九月と四

ケ月前に行う必要がある。

文化財審議会委員のような学識経験者や建築の専

います。

参加者 上条地区一〇人、田辺議員、矢崎教育委員長、 文化財担当 計一六人

得」は、伝建地区を構成するものであり、工作物と

教育委員長あいさつ

1

並行で作業を進めてい 並行で作業を進めてい る。甲州市では、本年 十二月の議会に条例案 を提出する予定である。 また、④から⑦までを 本年度中(平成二十六 年三月まで)に完了し て、二十六年七月に重 て、二十六年七月に重



主宅を新築するときは色彩などこ制わが付けってる。本年四月から「甲州市景観条例」が施行されており、

目指したい。

ついては、事務局で案を提出し、所有者・地権者の同ているわけではない。一方、伝建地区の範囲の決定に町村単位で説明会を開催しているが、全体の同意を得いる。景観条例及び景観計画策定に当たっては、旧市公建地区選定によっても外観・色彩等に制約が出てく住宅を新築するときは色彩などに制約が付けられる。本年四月から「甲州市景観条例」が脱行されてより

何基必要か、その放水銃から散水するためにどこにどを策定するべきと考えている。伝建地区内に放水銃が度の補助事業の内容としては、真っ先に「防災計画」そのためには、二十七年度に事業計画を提出し、二十八年工月頃に補助金交付申請書を提出する。二十八年八年正月頃に補助事業を実施することができる。平成二十六年九月に重伝建に選定されれば、平成二平成二十六年九月に重伝建に選定されれば、平成二

行う。
災計画で明らかにして、その後具体的な設備の設置をのくらいの容量の水槽が必要か、そういったことを防

日か橋課長が六月末で退職、国へ戻り、後任として八月一橋課長が六月末で退職、国へ戻り、後任として八月一県の担当課である学術文化財課では、これまでの高

対して非常に関心を寄せていることが分る。区を担当する現役の調査官で、国、県とも上条地区にら田中課長が着任した。田中課長は、文化庁の伝建地

(2)条例案について

条例は、文化庁で「標準条例」というものを作成し条例は、文化庁で「標準条例」というものを作成したが、文化ない。標準条例に基づいて条例案を作成したが、文化ない。標準条例に基づいて条例案を作成したが、文化ない。標準条例に基づいて条例案を作成したが、文化ない。標準条例に基づいて条例案を作成したが、文化ない。標準条例に基づいて条例とでは山村集落があったり、らも指摘を受けている。そのため、両者の指摘を取り、自然ので、全ての伝建地区の条例はこの標準条例に準拠らも指摘を受けている。そのため、両者の指摘を取りたが、大化庁で「標準条例」というものを作成し条例は、文化庁で「標準条例」というものを作成し

(3)附属屋などの調査について

で地区に周知を図る。

いると思う。昨年度も市が委託し、成果品を提出していると思う。昨年度も市が委託し、成果品を提出していると思う。昨年度も市が委託し、成果品を提出して以前から工学院大学の学生が附属屋の調査に来て

【質疑】

〇修理や修景は、同一の基準で行うのか?

同意を得られれば特定物件にできる。るわけではない。中村勝雄さん宅のような主屋も、い。そのため、茅葺切妻造民家だけが特定物件にな→特定物件の建築物は、築五十年以上であればよ

基準を作り、それぞれ分けて運用していく。とでは、当然基準が異なってくるし、非茅葺主屋の産は茅葺主屋の基準を、非茅葺主屋は非茅葺主屋の屋は茅葺主屋の基準を抽出するための調査は必要をは、当然基準が異なってくるし、非茅葺の主屋建築とでは、当然基準が異なってくるし、非茅葺の主屋建築とでは、当然基準が異なってくるし、非茅葺の主屋建築とでは、当然基準を作り、それぞれ分けて運用していく。

できる。 基づき建築する場合、修景の補助金を受けることが基づき建築する場合、修景の補助金を受けることがなお、住宅新築の際には、こういった修景基準に

〇茅葺に変えると、 が必要か?県内の 茅葺民家で聞いた ところ、五百万円 ほどかかると聞いた た。また、葺いて んでしまうようだ。



の里では、茅葺の職人が育っている。 一、京都の美山町北集落は、茅葺の民家が四~五十件 一、京都の美山町北集落は、茅葺の民家が四~五十件 で、本書を持えという時期になる。そういう大きな になると思う。県内でも富士河口湖町の根場いやし になると思う。県内でも富士河口湖町の根場いやし

体一○%くらいの負担になると思う。○%のうち、市が半分の一○%を負担するので、大ともあるが、概ね八○%という例が多い。残りの二経費については、各伝建地区で補助率が異なるこ

〇空き家が増えているが、どう対応するか?

法も考えられる。
→中村富春さん宅は、十八世紀と大変古い民家であり、貴重な文化財なので、伝建地区内に建つ文化財り、貴重な文化財なので、伝建地区内に建つ文化財り、貴重な文化財なので、伝建地区内に建つ文化財か中村富春さん宅は、十八世紀と大変古い民家である。

緒に歩いて集落をまわり、説明してほしい。〇特定物件や伝建の範囲を決めるに当たり、住民と一

→明るい時間帯で実施したい。

○今は簡易水道であるが、そんな状況で防災対策がで

計画と並行するような感じか。二十七年度あたりから工事に入る。ちょうど伝建の→(田辺議員から)本年度、来年度で設計を行い、

として一○○トン水槽が埋設してある。具体的な放置してあり、同時に四基を三○分間放水できる容量量が記されている。甘草屋敷では、放水銃が六基設があり、放水銃の数量と、それに対応する水槽の容があり、文化庁では防災設備に関する指針

○条例について、専門用語が多くて分りづらい。もっ

水銃や水槽の数は防災計画で記される。

れていたりするので、何とかしてほしい。では石積みがされているが、石積みのないところは崩飛び越えられるほどの幅だったと聞いている。途中まある。三十四年台風で流された場所であるとか、昔は〇上条川の上流に、護岸工事がされていないところが



上条地区の調査実施について

甲州市教育委員会では、工学院大学へ依頼し下記のとおり調査を実施します。

内容は、屋敷内にある附属屋について、建てられた年代、当初の用途、現在の用途、現在の用途 に変更した時期などを、ヒアリングをしながら調べていきます。

皆様方には、ぜひご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

- 1 期 間 平成25年9月9日(月)から13日(金)まで
- 2 調査者 工学院大学 学生 数名





【放送日時】: 平成25年9月29日(日)12:00~12:55

再放送日未定(日)12:00~12:55

【出演者】:【旅人】八嶋智人 牧瀬里穂 【案内人】未定

【番組概要】:

「百年名家」とは百年以上の歴史を持つ家屋で人々が暮らしている家のこと。 人々の営みを支えてきた家屋には、暮らしを彩る様々な工夫があります。そして、 そこには人々が受け継いできた物語があります。

全国の「百年名家」を巡りながら、その古き良き日本の文化に触れ、未来へ繋ぐ 「暮らしのヒント」を探します。

【お知らせ】

B S 朝日で日曜日の正午から放送している「百年名家」という番組をご存知ですか? 俳優の八嶋智人さんと牧瀬里穂さんが旧家や町並みを訪ね、

永く続いた名家のよさや特徴を紹介していくものです。

このたび、旧高野家住宅が取り上げられることになり、8月26日に収録が行われました。 人が生活している旧家を訪ねることが多いため、

旧高野家住宅のように保存民家が紹介されることはあまりないようです。 収録では、主屋の特徴や甘草屋敷と呼ばれる所以などを紹介したほか、 子ども図書館のようなユニークな活用をしていることも大きく宣伝していただきました。 放送は、9月29日(日)です。ぜひご覧ください。



